

(公社)沖縄県建築士会 旅費規程の改定について

提案理由

「公益社団法人沖縄県建築士会旅費規程」では、役員及び職員の出張等における旅費について規定されておりますが、昨今、本会の財政事情が非常に厳しく、経費縮減に取り組む必要があることから、旅費等の支給額について見直しを図ります。

また、見やすくするため、数字表記を漢数字から算用数字に改めます。

改定内容

○公益社団法人沖縄県建築士会旅費規程

- ・第3条の区分表にて規定する宿泊費については、現行の定額支給から上限額を定めた実費額支給とします。

- ・食卓費については廃止します。

これに併せて、第2条第2項ただし書きの「食卓費」を削除します。

- ・第4条の文言を第3条の文言と同様の表現に修正します。

- ・区分表の「旅費」の表記については、内容が交通費であることから「交通費」に改めます。

- ・那覇地域の各支部、及び中南部地域の各支部については、交通費を支給しないこととします。

- ・北部支部については、高速代を削除し「二千元」を「1,000円」に減額します。

- ・宮古、八重山支部については、「二千元」を「1,000円」に減額します。

メンバーズコメント等の募集

本会規程の改定について、会員（事務局職員を含む。）の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

令和6年5月10日(金)～令和6年5月29日(水)

2. 意見の提出先等

①本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。

②電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

①ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

②書式は、自由とします。

公益社団法人沖縄県建築士会旅費規程（改定試案）新旧比較表

改定試案					現行																																																														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県建築士会（以下「本会」という。）の役員及び職員等の旅費等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規程は、役員及び職員のほか、嘱託職員、契約職員及びパートタイム職員に適用する。</p> <p>2 前項のほか、日本建築士会連合会長表彰及び本会の「会員表彰及び慶弔規程」第6条の慶事に該当する者に準用する。ただし、次条で定める日当は支給しない。</p> <p>(出張)</p> <p>第3条 本会の役員、委員会委員及び職員が会長の委嘱により出張した場合は、下記の区分により旅費等を支給するものとする。</p>					<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県建築士会（以下「本会」という。）の役員及び職員等の旅費等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規程は、役員及び職員のほか、嘱託職員、契約職員及びパートタイム職員に適用する。</p> <p>2 前項のほか、日本建築士会連合会長表彰及び本会の「会員表彰及び慶弔規程」第6条の慶事に該当する者に準用する。ただし、この場合、次条で定める日当及び食卓費は支給しない。</p> <p>(出張)</p> <p>第3条 本会の役員、委員会委員及び職員が会長の委嘱により出張した場合は、下記の区分により旅費等を支給するものとする。</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内訳</th> <th colspan="2">役員</th> <th colspan="2">職員</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日当</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>1泊あたり 宿泊費 (上限額)</td> <td>実費 (12,000円)</td> <td>実費 (10,800円)</td> <td>実費 (10,900円)</td> <td>実費 (9,800円)</td> </tr> <tr> <td>食卓費</td> <td colspan="4">削 除</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table>					内訳	役員		職員		県外	県内	県外	県内	日当	2,400円	2,400円	2,200円	2,200円	1泊あたり 宿泊費 (上限額)	実費 (12,000円)	実費 (10,800円)	実費 (10,900円)	実費 (9,800円)	食卓費	削 除				交通費	実費	実費	実費	実費	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内訳</th> <th colspan="2">役員</th> <th colspan="2">職員</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日当</td> <td>二千四百円</td> <td>二千四百円</td> <td>二千二百円</td> <td>二千二百円</td> </tr> <tr> <td>宿泊費(一泊)</td> <td>一万二千元</td> <td>一万八百元</td> <td>一万九百元</td> <td>九千八百元</td> </tr> <tr> <td>食卓費</td> <td>二千元</td> <td>二千元</td> <td>千五百円</td> <td>千五百円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table>					内訳	役員		職員		県外	県内	県外	県内	日当	二千四百円	二千四百円	二千二百円	二千二百円	宿泊費(一泊)	一万二千元	一万八百元	一万九百元	九千八百元	食卓費	二千元	二千元	千五百円	千五百円	交通費	実費	実費	実費	実費
内訳	役員		職員																																																																
	県外	県内	県外	県内																																																															
日当	2,400円	2,400円	2,200円	2,200円																																																															
1泊あたり 宿泊費 (上限額)	実費 (12,000円)	実費 (10,800円)	実費 (10,900円)	実費 (9,800円)																																																															
食卓費	削 除																																																																		
交通費	実費	実費	実費	実費																																																															
内訳	役員		職員																																																																
	県外	県内	県外	県内																																																															
日当	二千四百円	二千四百円	二千二百円	二千二百円																																																															
宿泊費(一泊)	一万二千元	一万八百元	一万九百元	九千八百元																																																															
食卓費	二千元	二千元	千五百円	千五百円																																																															
交通費	実費	実費	実費	実費																																																															
<p>2 国外への出張旅費は、実費支給とし、会長の承認を得るものとする。</p> <p>3 前2項の他、日本建築士会連合会の大会、各会議及び各地ブロック会の大会及び各会議等に出席する場合は、出張旅費及び参加費用等の一部を支払うことができる。</p>					<p>2 国外への出張旅費は、実費支給とし、会長の承認を得るものとする。</p> <p>3 前2項の他、日本建築士会連合会の大会、各会議及び各地ブロック会の大会及び各会議等に出席する場合は、出張旅費及び参加費用等の一部を支払うことができる。</p>																																																														

(交通費)

第4条 理事会及び委員会等の招集については、下記の区分により交通費を支給することができる。また、自己の便宜によらず理事会又は委員会等の出席のため宿泊した場合は、会長の承認により宿泊費を支給することができる。

地 区	交 通 費
北部支部	1,000 円
宮古支部、八重山支部	航空賃 (実費) +1,000 円
その他の支部	支給しない

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

平成3年4月1日一部改正

平成8年4月11日一部改正

平成30年4月11日一部改正

平成31年2月13日一部改正

(交通費)

第4条 理事会及び委員会等の招集については、参集の往復に要する交通費を支給し、滞在についてはこれを支給しない。ただし、自己の便宜によらず理事会又は委員会等の出席のため、宿泊した場合は、会長の承認により宿泊費を支給することができる。

地 区	旅 費
那覇東支部、那覇西支部、那覇南支部、 那覇北支部、首里支部、島尻支部、浦添支部、 宣野湾支部、沖縄市支部	千円
南部支部、中部支部、うるま支部	千円
北部支部	高速代+二千円
宮古支部、八重山支部	航空賃 (実費) +二千円

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

平成3年4月1日一部改正

平成8年4月11日一部改正

平成30年4月11日一部改正

平成31年2月13日一部改正